

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年1月11日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

請求人は、令和4年9月にこれまで受給していなかった年金309万9326円が遡及支給された。これに対し、処分庁は、一切の控除を認めずに、本件処分により、204万2879円の返還を求めた。

請求人は本件処分が発せられる前に、白物家電や炊飯器が老朽化し壊れかけていること、自転車がなく移動に不便を強いられていること、耳が遠くなり補聴器の使用が不可欠になっていること、眼鏡の度数が合わなくなっているので作り変える必要があること、通信手段としてパソコンが必要であることなどを訴え、これらの購入費用に充てるための費用を控除することを求めていた。

ところが、処分庁は請求人のこれらの訴えに一切耳を傾けることなく、上記の控除額を一切認めない処分を決定した。

この点につき、処分庁は、控除しなかった理由を他の年金受給者（遡及支給ではない年金受給者）との公平性などと説明した。しか

し、他の福祉事務所では同様の場合に自立更生に必要な金額の控除を認めており、また、別冊問答集問13-5は、年金を遡及して受領した場合も想定して、自立更生のために必要な額を控除することを認めている。

請求人が自立更生のために必要な金額として控除を求めたものは、請求人が保護を脱却後に自立するために真に必要な物品等を購入するための費用であり、これらの物品の有無・状況の確認を全くせず、一切の控除を認めなかった本件処分は取り消されるべきである。処分庁は、「真にやむを得ない理由」が認められないとも主張するが、そもそも請求人の訴えを確認・検討することも、請求人の自宅を訪れて生活実態を確認することもなかったのであるから、「真にやむを得ない理由」の存在の有無を判断するだけの十分な調査・確認・検討をしていない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月 9日	諮問
令和7年 9月 22日	審議（第104回第2部会）
令和7年 10月 22日	審議（第105回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準

(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとされている。

(3) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし(以下「自立更生免除」という。)、上記の「次に定める範囲の額」として、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域

住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」、「⑥当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」等が挙げられている。

そして、課長通知の1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、1・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知1・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」（同・(イ)）とされている。

なお、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答・(1)及び(2)には、上記の課長通知1・(1)と同趣旨の記載があるが、課長通知1・(2)のような遡及して受給した年金に係る記載はない。

ウ 課長通知の1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること」とされている。

(4) 日常生活に必要な物品の取扱い

問答集問7-45・答によれば、日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべきであるとされ、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、必要性及び緊急性が認められる場合

には家具什器費を認定して差し支えないが、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でないとされている。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、課長通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。さらに問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用

これを本件についてみると、請求人について、令和4年9月15日に過去分の老齢基礎厚生年金が一括して支給され、また、同年10月14日に定例分の同年金が生給されたことから、処分庁は、過去分の3,053,427円及び定例分の2分の1に当たる45,917円の合計額に相当する本件年金収入について、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分を行ったものと認められる。

法4条1項の規定及び次官通知(1・(2))からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである(保護の補足性)。そして、遡及して受給した年金収入については、年金受給権発生日が保護開始前となる場合であっても、既に支給された保護費の額の範囲内で年金受給額の全額が法63条の対象となり(同・(3)・ウ)、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとされていること(同・(2))からすれば、処分庁が、本件年金収入について、法63条の規定を適用したことに、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、本件申出品目について、ケース検討会を開催し、真にやむを得ない理由に当

たらないこと、定期的に支給される年金の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、自立更生免除を行わなかったことが認められる。

遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、通常の見扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められ、真にやむを得ない理由により控除を認める場合は、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされているところ（１・(3)・イ）、本件申出品目のうち、自転車、冷蔵庫、洗濯機及びパソコンについては、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべき日常生活の物品であり、処分庁の転居指導に従い高額家賃の住居から転居していれば生活費から賄うことができたと考えられること、また、補聴器及び眼鏡については、処分庁から提出された診療報酬明細書等からは特段の必要性がうかがわれず、本件年金収入の後に処分庁に対して申出があったことからすれば、処分庁が真にやむを得ない理由に該当しないとして自立更生免除を認めなかった判断に不合理な点は認められない。

その上で、処分庁は、別紙２「返還金額算定表」のとおり、各返還対象月において、資力が支給済保護費を上回っていたので、支給済保護費に相当する額を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算定していることが認められる。

そうすると、本件処分の返還金額の算定は、上記１の法令等の定めに基づいた適正なものであるといえ、違算も認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、他の福祉事務所では同様の場合に自立更生免除を認めており、また、問答集問１３－５は、年金を遡及して受領した場合も想定して、自立更生のために必要な額を控除することを認めている旨主張する。

しかし、処分庁が本件申出品目について自立更生免除を認めなかった判断に不合理な点が認められないことは上記２で述べたとおりであり、他の福祉事務所と比較するものではない。また、問答集問１３－５には、遡及して受給した年金に係る自立更生免除の厳格な対応を求める旨の記載はないものの（１・(3)・イ）、本件処分は同対応を求める

課長通知 1・(2)に則って行われているものである。

さらに、請求人は、処分庁は「真にやむを得ない理由」の存在の有無を判断するだけの十分な調査・確認・検討をしていない旨主張するが、処分庁は、ケース検討会により請求人の生活状況を踏まえて組織的に検討しており、十分な調査等をしていないということとはできない。

したがって、請求人の主張はいずれも採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2 (略)